

# 鳥獣害対策ニュース

No6

## シカの個体数を調整

平成18年度シカの個体数調整を許可期間内で関係機関の協力のもと実施したところ、391頭を捕獲しました。

今年度も引き続き実施してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

捕獲期間中は  
**ご注意ください!**  
(捕獲期間)

平成19年  
**3月1日**  
**11月14日**

平成18年度有害鳥獣捕獲状況  
捕獲の状況は次の通りです。  
(平成19年3月末現在)

サル	48頭
イノシシ	59頭
カワウ	38羽
アライグマ	5頭

## アライグマにご注意ください

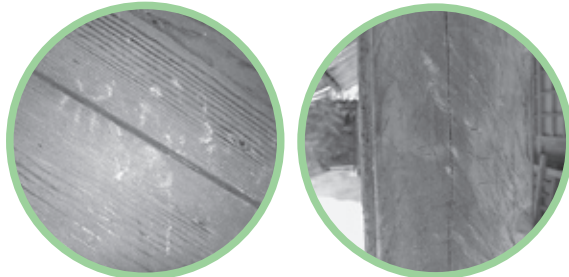
平成18年度の有害鳥獣捕獲状況にあるように本市においてもアライグマによる家屋侵入による被害が発生しています。子育ての時期には主に人家等の屋根裏を利用し子育てをするため、大量の糞尿によるにおいの被害などが発生します。また、屋根や壁に穴を開け天井を破ることもあります。アライグマが最も目撃されるのは子どもが生まれる5月から8月です。

アライグマが来ると柱に五本指のはっきりした跡や五本の爪跡等を残します。また、屋根裏に住み込むと天井を走り回る大きな足音やキュルキュルという独特の鳴声で鳴きます。

## アライグマを発見したらご連絡を

アライグマ対策は捕獲しありません。アライグマの侵入の早期発見に努めてください。

アライグマの侵入跡が発見されたり、屋根裏で大きな音が聞こえるなどの際は、左記までご連絡ください。



▲つめ跡

▲足跡

### 問い合わせ

農業振興課  
鳥獣害対策係  
☎ 65-0734  
FAX 63-4592

生活環境課では日々の消費生活のトラブルや苦情の相談を行っています。気軽に相談してください。

## お悩み相談室

生活環境課より  
知っく!

# 消費者と消費者問題

### ●消費者問題とは

消費生活を営む過程で起きた問題すべてが消費者問題であり、これは主に適切な商品やサービスの選択が行われないことよって発生します。消費者問題は次のような内容に分かれます。

- 1 商品を購入したが目的が果たせなかった場合、商品に欠陥があるために、使った人がケガや病気になる場合などの、商品やサービスの質や安全性の問題。
  - 2 公正な競争が行われず、不当に高い価格で購入させられるなどの価格の問題。
  - 3 商品やサービスを選択するための重要な情報である表示が不十分であることや、嘘の表示で被害を受けるなどの表示の問題。
  - 4 広告宣伝の内容が過大であったり、誤解を招く表現であったため、正しい情報が得られず、選択を誤ったり、不必要なものを買わされるなどの過大広告・虚偽情報の問題。
  - 5 訪問販売や電話勧誘販売など、不意打ち的または強引な販売方法により、契約を結んだ結果、被害となるなどの悪質商法の問題。
  - 6 廃棄時や使用時に環境に与える影響が大きく、知らない間に環境に負担を与えてしまうなどの過剰包装や使い捨て容器の問題。
- 私たち消費者は、暮らしを営む上で様々な消費者問題に出合います。消費者はいろいろな情報から知識を得て、自らの知恵と工夫で消費者問題を解決しながら、快適な生活が送れるようになることが望まれます。

### 問い合わせ

生活環境課 生活交通担当  
月曜日～金曜日 9時～15時  
☎ 65-0685  
FAX 63-4582